

ドイツ連邦共和国成立史への一視角アメリカの占領 計画期の政軍関係

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2013-05-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三宅, 正樹 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/15312

ドイツ連邦共和国成立史への一視角
アメリカの占領計画期の政軍関係

三宅正樹

A View on the Fomation of the Federal Republic of Germany considered from the American Civil-Military Relations in the Planning Stage of the Occupation of Germany

Masaki Miyake

1. 『総力戦と冷戦』

アメリカのドイツ占領政策について、政軍関係の視角から問題点を分析したユニークな研究として、『総力戦と冷戦』に収録されたハロルド・ジンクの論文「ドイツ占領をめぐるアメリカの政軍関係」¹⁾がある。筆者のジンクは、この論文集の編者コールズと同じくオハイオ州立大学の教授であり、コールズが歴史学の教授であるのに対し、ジンクは政治学を担当している(1962年現在)。他方でジンクは、第二次世界大戦中、彼自身がこの論文のなかでその性格を詳しく論じている「ドイツ国班」(German Country Unit)の軍政官(military-government officer)として勤務し、後には「合衆国グループ・ドイツ管理理事会」(U. S. Group, Control Council for Germany)の政務関係幕僚(political-affairs staff)として勤務した経験を有している。従ってこの論文は、執筆者自身の当事者としての生々しい、かつ貴重な経験を反映しているものとしても得がたい寄稿であるということが出来る²⁾。

ところで、1961年1月18日、当時のアメリカ大統領アイゼンハワーは、彼の有名な「告別演説」のなかで、

アメリカにおける巨大な「軍産複合体」(military-industrial complex)の出現について警告した。コールズの編集したこの論文集は、これより少し前の1959年2月27日と28日の両日、オハイオ州立大学で開催された「政軍関係」(civil-military relations)を主題とする学会での報告を基礎としたものであるが、この学会の底に流れていたものは、アイゼンハワーの「告別演説」にあらわれたのと同じような危機感であったと考えられる。その危機感というのは、冷戦状況のもとでのアメリカの軍組織の肥大化が、アメリカの民主主義制度に脅威を及ぼすものとなったという意識であった³⁾。

そこで、第1部「第二次世界大戦における統帥」、第2部「アメリカ政府内部の組織的・政治的諸関係」、第3部「共産主義諸国における将軍たちと党指導者たち」の三部にわかれたこの部厚い論文集は、ひとつひとつの論文が政軍関係の研究への貴重な貢献を形成するものと考えられる。第1部で扱われている範囲は英米独仏、第2部では米独、第三部ではソ中両国にわたっている⁴⁾。

2. ドイツ占領の時期区分

以下、みずからの経験に裏打ちされたジンクの論文を詳細に見てゆきたい。

ジンクはまず、この論文で主として扱われるのは、「前線」(field)における政軍関係であることわっている。もちろん、彼はこのことによってワシントンで進行していた事柄の重要性を矮小化しようとするものではない。また彼は、前線とワシントンとを厳密に分けるのが不可能であることをも認めている。しかしながら、ワシントンの舞台での政策の形成についてはすでに多くの研究が為されているのに反し、組織の効率や政策の効果に影響を与える、より実際的な日常の問題については、無視されてきたもの無しとしない。従って、自分としては、ワシントンへの言及は、大西洋の兩岸での出来事理解に必要なときに限ってだけ行ないたい。このようにジンクは初めにことわっている⁵⁾。

ジンクによれば、1944年から1955年までのドイツの占領は、以下の三つの時期に区分することが出来る。

- ① 計画期(planning stage)〔1945年5月以前〕
- ② 軍政期(military-government period)〔1945年から1949年秋まで〕
- ③ 高等弁務官の時期(High Commission years)〔1949年から1955年5月まで〕⁶⁾

このような占領の時代区分は、戦後ドイツ史の時代区分をどのように考えたらいいかという問題にも直接かわる大きな主題である。しかし、さし当ってジンクのこのような時期区分は、彼自身ある程度便宜的なものであ

ることを認めているけれども、先ず妥当なところと考えられる。以上の時期区分をドイツの側から見れば、次のような指標と一致する。

- ① 第三帝国崩壊への道程
- ② 無条件降伏から東西ドイツの二つの共和国の分立まで
- ③ 二つの共和国の分立からドイツ連邦共和国（西ドイツ）の主権回復まで

ここでは紙面の都合で、①の計画期だけをとり上げ、②と③の時期についてのジंकの論述については、その検討を別の機会に譲ることにする。なお、②と③の時期についての研究は最近いくつか見受けられるが⁷⁾、①の時期についての研究は少ないので、①の時期を切り離してとり扱うことも、それなりの意味を持ちうると思われる。

3. 計画期

ドイツ占領のための計画作成は、戦争自身によって課せられた諸条件のもとで遂行されなければならなかった。戦争が続いている限り、前線でもワシントンでも、何よりも戦争に勝つことに重点が置かれたのは当然である。にもかかわらず、戦争中すでに、ドイツの降伏⁸⁾後の時期について、何らかの準備が必要と感ぜられるようになった、とジंकは述べている。ドイツ占領にもなる複雑な諸局面をとり扱う統一機関が設立されることが理想的であったが、実際にはワシントンで、関係諸部局によって、ばらばらの努力が開始されたというのが実情であった。前線では、シュリヴナム（Shrivenham）にあった「民政訓練センター」（Civil Affairs Training Center）で1944年春に活動を開始した「ドイツ国班」（German Country Unit）が、ドイツでの軍政のためのハンドブックを作成する任務を課せられることになった。このハンドブックは、軍政の諸チームのためのガイドとなる筈であった。同班は、英米両国の共同機関として計画され、両国が同数の人員を派遣することになっていたが、英国は十分な数の人員を供給出来なかった。その結果、同班を構成するほぼ150人の将校と数百名の下士官兵士の大部分は米国が供給することになった。同班は時によって連合軍最高司令部（Allied Supreme Headquarters）の特別幕僚部となったり、合衆国陸軍欧州民事部（European Civil Affairs Division of the U.S. Army）のひとつの班となったりした。1944年秋に、ソ連がこのような組織にかわらないという見通しがつくようになると、「ドイツ国班」は解散させられることになる。しかし、同班は、ドイツの降伏後の統治に関する計画の作成において多くのパイオニア・ワークを遂行した

のであった⁹⁾。

「ドイツ国班」の特徴は、文民（シヴィリアン）の要素をまじえない、完全に軍事的なものであったことに存した。アメリカ人スタッフの大半は、生粋の職業軍人ではなく、シャーロットヴィルやフォート・カスターの軍政学校（Charlottesville and Fort Custer schools of military government）で養成された、文民出身の軍人たちであったけれども、このような軍事的性格は、ドイツ占領に関係した諸組織のなかでは極立ってユニークなものであった。英国人スタッフの大部分も、職業軍人ではなかったが、中心となる人材は英国陸軍省（War Office）の出身者たちであった。経済・財政等についての顧問役となるべき、米国内務省乃至英国外務省の専門家はひとりも加わっていなかった。両省が戦前のドイツに勤務した経験を持ち、ドイツ問題についてのすぐれた知識を持つ人材をかかえていたのに反し、「ドイツ国班」の軍人スタッフは、少数の例外を別にすれば、ほとんどドイツでの経験を有しないひとびとであったので、以上の事態は特に不幸なことであった、とジंकは述べている¹⁰⁾。

ジंकによれば、「ドイツ国班」が巻きこまれたとりわけ重要な政軍関係は、ワシントンの財務省のモーゲンソー（Henry Morgenthau Jr.）財務長官をめぐるグループとの関係であった。同班の性格が軍事的なものであることを知った財務省は、同班のなかに、以前に財務省の官吏であったひとりの大佐をもぐりこませた。お目付役にするためである。この大佐はバーンスタイン（Bernard Bernstein）という人物であった。形式上は、彼は同班の財政部（Finance Division）に属したが、彼の関心が財政問題をこえる広範囲の対象に向けられていたことはやがて明らかとなる。モーゲンソー・グループは、バーンスタインを通して、同班の活動についての情報をたえず入手出来るように、彼が何時でも自分の裁量でワシントンを訪問出来るような工夫をこらしておいた。大西洋をこえての旅行がきわめて困難であったこの当時、彼はしばしばワシントンにドイツ占領計画についての最新案を携行して前線から立ち戻っている¹¹⁾。

ドイツ占領計画についての三回目の改訂版が完成して刊行の許可を待っていた時点で、バーンスタインは、そのコピーをワシントンに持ち帰った。財務長官モーゲンソーが大統領ルーズヴェルトに対して強い影響力を有していたところから、このハンドブックは大統領の注意をひくに至った。大統領は陸軍長官スティムソン（Henry L. Stimson）に対して、このハンドブックは「全くひどい」ものだと思うと感想を述べ、その回収を命令した。とくに大統領を刺激したのは、ジंकによれば、ドイツ

に高度に中央集権的な行政機関を維持しておくべきだと述べた部分と、軍政担当官たちが、ドイツが必要とする商品や原料がドイツに輸入されるよう配慮する責任がある、と述べていた個所とであった。大統領は國務長官に向かって、「ドイツ国民は全体として、全国民が近代文明の必要物に対する無法な陰謀に加担していたことをはっきりと教えこまなければならない¹⁴³⁾」と述べたといわれる。ジंकは、以上の出来事が、第二回ケベック会談の直前に起ったものであることが注目されねばならぬ、と述べている。この第二回ケベック会談では、ルーズヴェルトは、ドイツに対するきびしい経済制裁を求める「モーゲンソー計画」に賛成の態度を示していたのであった¹⁴³⁾。

ジंकによれば、大統領がハンドブックの件で個人的に干渉したことの結果は、その影響が広範囲に及ぶ性格のものであった。連合軍派遣軍最高司令部 (Supreme Headquarters, Allied Expeditionary Forces) <略称 SHAEF>の参謀長スミス (Bell Smith) 将軍は、ハンドブックが公式文書として刊行されることを許可しようとしなかった。ただし、ハンドブックに記されていたような情報は必要欠くべからざるものであったから、非公式な版が発行された。結局のところは、ドイツを占領したアメリカの軍政府は「ドイツ国班」のハンドブックが示しているような立場にかなりの程度立ち戻ったのであるが、それまでに2年乃至3年の年月が必要であった。他方で、アメリカ軍政府は、ドイツ占領開始後非ナチ化計画 (denazification program) に着手することを余儀なくされたが、これは大失敗に終わった。そして、経済上のドイツ締めつけ策を採用した結果、ドイツ経済をもう一度立ち直らせるために巨額のアメリカの資金をつぎこむ羽目となってしまった、とジंकは述べている¹⁴⁴⁾。

さらに、ジंकによれば、「ドイツ国班」が純粋に軍人たちによって構成されていた事実は、アメリカのドイツ占領に悪い伝統を残した。アメリカの軍人たちと國務省の官吏たちは、占領の全期間を通じて協力し合うことが無かった。1944年秋に「ドイツ国班」が解散したあと、この組織のかなりの部分は、「合衆国グループ・ドイツ管理理事会」(前出、以下「理事会」と略記する)と、そしてのちには「ドイツにおける合衆国軍政局」(Office of Military Government of the United States in Germany)<略称 OMGUS>へと移籍した。「計画期」においてこれらの軍政にたずさわる将校たちが國務省スタッフと緊密な共同作業を展開したとするならば、このような協力のパターンがこのあとにつづく諸組織にひきつがれたこともありえたであろう、とジंकは惜しんでいる¹⁴⁵⁾。

占領政策の計画についてかなりの重要性を有した第二の機関は「ヨーロッパ諮問委員会」(European Advisory Commission) <略称 EAC>¹⁴⁶⁾であった。この機関は「ドイツ国班」とは逆に主として文民から成る機関であった。同機関は、1944年にロンドンで設立され、米英ソ三国の代表によって構成されていた。そしてそのスタッフは主として米國國務省や英ソの外務省の官吏から構成され、米英ソ三国の軍人たちが軍事顧問となっていた¹⁴⁷⁾。

EAC は、ドイツに関して、三つの一般的性格の協定を作成し、いずれもヤルタ会談で承認された。第一の協定は、「ドイツ敗北に関する声明」であり、ドイツ降伏後連合軍の各国司令官たちによって公表されることになっていた。この声明は、ドイツを三つの地域に分割すること、ドイツ人の側が、連合国が政治、軍事、経済、財政その他の事柄についてドイツを制約を受けずに管理するのを承認する旨を規定していた。第二の協定は、米英ソ三国司令官がそれぞれの占領地域のなかでほとんど絶対的な権威を有する旨を規定し、また、三国司令官はドイツ全体に関する事柄での三者の一致した合意にのみ拘束される旨を規定していた。第三の協定は、占領地域の境界について述べると同時に、ベルリンをソ連占領諸国の兵力によって管理されることとしていた¹⁴⁸⁾。

1944年の晩夏に前に述べた「理事会」がロンドンで設立された。米国からはウィッカーシャム (Cornelius W. Wickersham) が長官として派遣された。「理事会」は最初およそ150人の将校と250人の下士官兵士で出発したが、次第に膨脹し、1945年5月から6月にかけて、ロンドンからフランクフルト近郊のヘキストに移転したときには、およそ2,000人の将校と4,000人以上の下士官をかかえていた。「ドイツ国班」とことなり、のちに政事局 (Office of Political Affairs) とよばれるに至る政治部門が付設されており、あとでさらに政治顧問局 (Office of Political Advisor) が加わった¹⁴⁹⁾。

政治部門のスタッフは、主として國務省が割当てた外交官と事務官たちとから構成されていた。早い時期から、ワシントンから来た文民たちがこの理事会に割当てられていたのであって、その数は時間の経過とともに急激に増加した²⁰⁾。この理事会のなかでの政軍関係の問題は、ある程度、「ドイツ国班」の場合と類似していた。理事会がアメリカの軍事組織であったが故に、特にアメリカの文民政府諸部門との関係が問題となった。財務省内部のモーゲンソー・グループは、「ドイツ国班」に対して示したよりははるかに小さな関心しか、理事会に対しては示さなかった。その理由は、ジंकによれば、このグループがすでに最高レベルでの政治的決定をとりつけるのに成功し、その結果理事会を金しばりにするの

に成功していたからであった。「統合幕僚本部命令第1067号²¹⁾」(Joint Chiefs of Staff directive 1067) <以下 JCS 1067と略記する>は1945年春に理事会に到着したが、ジंकによればこの指令はモーゲンソーの見解の影響の濃厚なものであった。ただし、ジंकは、この指令がドイツに到着する時までには、ワシントンにおける公式見解はより現実的な方向に修正されていたと述べている²²⁾。

ジंकによれば、理事会が直面していた政軍関係の問題点は二つあり、これらはいずれも「ドイツ国班」の段階ではそれ程目だたなかったものであった。第一の問題は、政務、公務員行政、警察行政、経済等の領域について専門家を獲得する問題であった。政務の専門家を獲得することは比較的容易であった。国務省とのあいだに協定が出来ていて国務省政治部(Political Division)のスタッフが件給されることになっており、人材の件給は円滑に行なわれた。供給されたスタッフの能力や経験は、まちまちで、ばらつきがあったが、概して質は高かった。のちに、大使や国務次官になるマーフィー(Robert Murphy)や、のちにブルガリア、インドネシア、レバノンの大使などを歴任するヒース(Donald R. Heath)、のちのポーランド大使ビーム(J. D. Beam)などが、国務省が供給した人材のなかに入っており、これらの名前は、スタッフの優秀さを証明するものであった²³⁾。

他の領域の専門家を獲得することはもっと困難であった。歴大な数にのぼるアメリカ軍軍人のなかには、各領域についてのエキスパートがいた筈であったが、彼らを探し出したり、理事会に移したりすることは不可能であった。ここでも国務省が十人の専門家を送りこむことを約束したために、事態が改善された。この約束は完全には実行されなかったけれども、何人かのすぐれた文民の専門家がドイツに送りこまれて、とくに占領の第二期、すなわち軍政期にすぐれた功績をあげた²⁴⁾。

第二の問題は、こうして送りこまれた文民たちを軍の組織に適応させる問題であった。多数の文民たちを効果的にはたらかせ、かなりの程度の満足感を彼らに与えるというのは難しい課題であった。軍当局にはこのような課題に関する経験が欠けているように思われた。こうして文民たちのあいだにしばしば不満がうっせきすることとなる²⁵⁾。

軍の組織はそれ自体、コンフォームティーということに大きな価値を置く。軍人たちは文民たちが階級章のない軍服を着用することを要求し、また、文民たちにはしばしば馬鹿げたことに思われた軍の規則や規律に従うことを要求した。その結果文民たちはいくつかのランクに分類され、食物、住居などはこのランクによって等級別

に決められることとなった。このような事態はさまざまにまざつてひきおこした。マーフィーは国務省の公用車のほかに個人用のビュイックを要求した。軍はこのビュイックを、他の軍用車と同じカーキ色に塗装するよう求めたが、マーフィーはこれに異論を唱えて自分の流儀を押し通すのに成功した。ほとんどの文民が、自分の割当てられたランクに不満であった。例えば、ある若い外交官は、陸軍大佐と少くとも同等のランクを要求し、陸軍のほうでは彼よりも年長でより危険な仕事をしている軍人たちをとりこえるランクを何故この若い外交官に与えなければならないか理解出来ない、というようなことがあった²⁶⁾。

国務省の文民官僚たちは、ドイツでの軍政はごく短期間に終ると考えてヨーロッパにやって来たため、実際にはそうはならなかったにもかかわらず、軍人たちと打ちとけようとはしなかった。理事会の政治局の会合には、通常国務省の人間だけが参加して、軍人たちに締めだしをくわせた。国務省以外の文民たちも軍人たちと同じような扱いを受けた。軍人たちが一再ならず、政治局からの軍人要員の全員引揚げを強行しようとしたのも不思議ではない²⁷⁾。

軍政の計画と準備の時期を扱ったこの節を、ジंकは次のようにしめくくっている。

「避けがたいことではあったが、文民たち、とくに国務省の代表たちを完全に『合衆国グループ・ドイツ管理理事会』のなかに統合するのは不可能であることが明らかとなった。軍のしきたりは外交官の流儀とは異なっていた。そして双方のグループとも彼等自身のシステムを誇りとしていた。ある程度の一致をもたらすための努力が為されたことは事実である。民政が近い将来に実現されそうもないことが明らかになったが故に、特にこのような努力が為されるようになった。このようにして、こまごまとしたことに不馴れな外交官の『ゼネラリスト』を、アメリカの占領地域をいくつかの州に分けるような問題を扱う会議に送りこんだ後で、そして、このことが問題の複雑さに十分な考慮を払ってきた軍人官僚たちをいらだたせた事実を発見した後で初めて、政治局の上層部は、このような問題の専門家であった、外交官でない官吏を、場合によっては送りこむようなやり方を採用するようになったのであった²⁸⁾。」

4. モーゲンソーの動きをめぐって

ジंकが、彼のいうドイツ占領の「計画期」に出現した、政軍関係をめぐる第一の問題として、陸軍省の指揮下にあった「ドイツ国班」と財務長官モーゲンソー周辺

のグループとのあいだのかつとうをとりあげ、具体的な対立点として、同班が作成したドイツ占領のためのハンドブックをめぐるイシューをとりあげている事実は興味をひく。

アメリカ軍の日本占領について、ドイツ占領との対比をたえず配慮しながら分析を加えた秦郁彦の研究によれば、この間の事情は次のようなものであった。

陸軍省に、1943年3月、占領地行政を担当するための民事部が新設された。そして、1944年6月までに、大尉から大佐までのクラスの将校835名が訓練を終って、ヨーロッパの占領地に向かうために待機していた。彼らの必携書として陸軍は「民事の手引」(Civil Affairs Handbook)と「民政ガイド」(Civil Affairs Guide)を印刷して配布した。ところが、前者のうちの1冊がルーズヴェルト政権における最有力閣僚のひとりであった財務長官モーゲンソーの注意をひいた²⁹⁾。秦によれば、この1冊はモーゲンソーが1944年7月にアイゼンハウアー軍を視察した時に入手したもので、連合国派遣軍最高司令部(SHAEF)の民事部が6月に作成したものと推定され、Handbook for Military Government in Germanyという構題のものであった。このハンドブックは、占領開始後ドイツ人に日量2,000カロリーの食料供給を予定していたといわれる³⁰⁾。

ジंकは、モーゲンソーがこのハンドブックを入手したいきざつを、モーゲンソーのグループが「ドイツ国班」にもぐりこませるのに成功したバーンスタイン大佐がワシントンに持ち帰ったものと断定しており、秦の推定とは異った見解を示していることは先に見た通りである。しかし、問題となっているのが同じハンドブックであることは間違いない。

秦がモーゲンソーのこのときの動きを知る手がかりとして利用している当時の米国の國務長官ハル(Cordell Hull)の回想録は、次のように記している。

「ルーズヴェルト大統領は、1944年9月第二次ケベック会談で、チャーチル首相と会見することになったが、この会議に私も一しょに行くかとたずねた。この会議は主として軍事問題をとり扱う予定であった。私はからだの工合も悪く、ダンバートン・オークス会議が開かれている際でもあったので、ワシントンにとどまりたいと思うが、必要が起ったらいつでも行く、と答えた。

この会議の始まる少し前に大統領は、モーゲンソー財務長官をこれに出席させることに同意していた。モーゲンソーとその友人は、しばらく前から、思いきったドイツの戦後処理案の研究をすすめていたが、ドイツの暴虐に対して憤慨していた人々の指導者たちは、

大統領に対して、モーゲンソーをケベックにつれて行き、そのドイツ案を提出させるように要請していた。

大統領自身も、ドイツ人全体に教訓を与えて、それをいつまでも忘れさせないようにする必要がある、という考えに傾いていた。1944年8月26日に大統領は、スティムソン陸軍長官に長文の覚書を送り、その写しは私のところにも送られて来たが、これは将来のドイツ占領軍政部員のために陸軍省が起草した手引に反対を表明したもので、大統領はつぎのように述べていた。

『これを見ると、ドイツをオランダやベルギーと同じように復興し、ドイツ人を出来るだけ早く戦前の状態にもどそうとしているような印象を受ける。ドイツ人ひとりひとりに、今度はドイツは負けたのだということをわからせることが何よりも大切である。私はドイツ人を飢死させようとは思わない。しかし生きて行くために、ドイツ人が持っている以上の食糧が必要な場合には、三度三度の食事を米軍の炊事場から与えるようにすべきだ。そうすれば、ドイツ人は健康を維持出来るとともに、この経験を一生涯忘れないだろう。彼らに全体としても個人としても敗戦国民だということを思い知らせて、二度と戦争しようという考えを起させないようにする必要がある³¹⁾。』

ハルの回想録から見る限り、財務長官特別補佐官ホワイト(Harry D. White)を主任として当時対独政策案の検討を開始していたモーゲンソーがこのハンドブックについてルーズヴェルトに対して申したた苦情は、モーゲンソーの狙い通りの効果をあげたということが出来る³²⁾。

それでは、モーゲンソー自身は、ドイツについてどのような未来像を描いていたのであろうか。彼の描いたドイツの未来像を示すものが、よく知られている「モーゲンソー計画」(Morgenthau Plan)である。以下に、同計画についての、西ドイツの歴史家で『ライニッジャー・メルクル』の論説委員でもあるレッシングによる簡潔な説明を引いておきたい。

「(1944年)9月10日から16日までルーズヴェルトがチャーチルと第二回ケベック会談のため会合したとき、ルーズヴェルトは、財務長官ヘンリー・モーゲンソー・ジュニアがこの問題に関して——各省が請求に基づきおこなった説明の範囲内で——作成したプランを、チャーチルとの間で協議した。有名になったモーゲンソー・プランは、ハル國務長官およびスティムソン陸軍長官らの見解とはっきり対立するものであって、つぎのような計画を含むものであった。①ドイツ

を南北・二つの国家に分割する。両国家は自律的であり、連邦主義を基礎として築かれ、地域的・地方的権限が強調される。②東西において、とりわけポーランドとフランスに有利な領土の大幅割譲をおこなう。③完全な武装解除、非ナチ化、および非軍事化、それは、(今日では奇妙と思われるだろうが) 制服着用楽隊の禁止という極端にまで及ぶ。④航空の禁止。これは、軍事民間航空の地上要員としてドイツ人が勤務することを拒否するものである³³⁾。」

このように、ルーズヴェルトは第二回ケベック会談にモーゲンソーを連れて行った。そして、ケベックでは、ルーズヴェルトはモーゲンソーをチャーチルとの会食に招き、その提案を説明させている。モーゲンソー自身はこのときのことを次のように証言している。

「私が語り終わると、彼(チャーチル)は私にたっぷりと皮肉を浴びせかけた。彼はこう言った。財務長官のプランは、イギリスを一つの死体に繋ぎとめることになるのでしょうか³⁴⁾。」

レッシングは、モーゲンソーの証言を引用したあとで、次のように述べている。

「にもかかわらず、モーゲンソーはその翌日、ドイツの非産業化が達成されるあかつきには、イギリスがドイツの輸出産業を肩代りすることになるだろうという誘惑をもって、英国首相の関心を惹くすべを心得ていたのである。その後、1944年9月15日にルーズヴェルトとチャーチルにより起草されたメモランダムは、モーゲンソーの意図に確認を与えたかに思われた。けれども、財務長官に不利な転換が、やがて兆しはじめた。チャーチルがケベックでモーゲンソー流のメモランダムを口述筆記させたのは、モーゲンソーの下で次官を務めたハリー・デクスター・ホホワイトが主張しているように、ただ反対給付としてアメリカから武器貸与協定の範囲内で一層の譲歩を獲得したかったという理由からだけであるのか否かは、けっして確実には決められない事柄であろう。いずれにしても、帰国後の英国首相は、イーデン外相や他の閣僚が企てた反論に屈したのである。モーゲンソー・プランについて彼自身が後日に抱いた懸念はやはり、完全に破壊されるドイツは全ヨーロッパを覆う混沌(カオス)の蔓延源になるものと予期しなければならぬだろう、という方向に向っていた³⁵⁾。」

ハルは、ここでとりあげられている1944年9月15日付けのメモランダムの内容について、次のように説明している。

「大統領とチャーチル首相は、ドイツの再軍備を防ぐ最善の方法の中心は、将来のルールとザールの処置

にあると考えている。ドイツの冶金、化学、電気などの工業が、やすやすと平和体制から戦争体制に切りかえられることは、今度の苦しい経験によって身にしみているところだ。またドイツがソ連及び近隣諸国の産業の大部分を破壊したことを忘れてはならず、これらの国々が損害の回復に必要な機械を持ち出す権利があるのは当然のことである。

したがってルール及びザールの上のびた工業は、当然操業停止し閉鎖されることになる。この両地域は、国際機構のもとでいずれかの国の管理下に置き、これら工業の撤去を監視して、ごまかして再興されることのないようにせねばならないと考える。ルール及びザールの軍需工業を撤去するこの計画は、ドイツを、主として、農業的、牧場的な性格の国に変えることを目指しており、英首相と米大統領はこの計画について意見が一致した³⁶⁾。」

以上見てきたように、ハンドブック問題をめぐって表面化した「ドイツ国班」の所属する陸軍当局とモーゲンソーのグループとの対立の根は深いものがあつた。その底には、ドイツに対して比較的寛大な占領政策を実行しようとしていたアメリカの国務省や陸軍省ならびに、陸軍の出先機関としての「ドイツ国班」のドイツ処理計画の方向と、ドイツに対するきわめてきびしい方針を貫徹しようとする、モーゲンソーを中心とする財務省のスタッフとの対立が存在していた。現象としてはたしかに、ジंकクのようにハンドブック問題を政軍関係のひとつのきしみとして把握することも出来ない訳ではないが、それはたまたまモーゲンソーのグループがいずれも文民であつたからに過ぎない。このようなモーゲンソー・グループと温和派との抗争は、「ドイツ国班」解散後もつづき、次の「合衆国グループ・ドイツ管理理事会」が活躍する時期に持ち越される。

5. ワシントンでの論争

1945年2月4日から11日まで行なわれたヤルタ会談のあとで、ドイツ処遇をめぐるアメリカ政府内部の対立は一層激化した。2月28日にルーズヴェルト大統領は国務省に対して、アメリカのドイツ政策をヤルタ会談の決議に照らして再検討するよう指示する。これまで国務省は、「ヨーロッパにおける安定した経済上政治上の平和の秩序の利益のために、ドイツに対して節度あり実行可能な条件のみを課す³⁷⁾」という方針で一貫していた。国務省は1943年7月27日付の「ドイツ：分割」という政策要綱(Policy Summary “Germany: Partition”)においても、また1943年9月23日付の「ドイツの政況的再編成」(“The Political Reorganization of Germany”)

という文書においても、ドイツの分割と、ドイツ経済に対する過度の干渉に反対していた³⁸⁾。ルーズヴェルトがモーゲンソーの強硬路線に傾斜しており、また国内の対独強硬論に染め上げられていた世論に対しても配慮しなければならなかったため、國務省が達成出来たのは、せいぜいのところ、モーゲンソー計画の精神に貫ぬかれていた「JCS 1067」に対して、1945年1月に若干の改訂をほどこす程度のことにとどまった³⁹⁾。

しかし、間もなく國務省は強力な行動を開始するようになる。國務長官ステティニアス (Edward R. Stettinius) は、3月10日、大統領に「ドイツ処遇についての指令草案」(Draft Directive for the Treatment of Germany) を提出する。この草案は、ドイツの経済上の統一を保証し、また「JCS 1067」の精神とは異なり、ドイツ経済をアメリカ占領軍が育成することを内容としていた。モーゲンソーは、この文書の内容を知って、3月15日、ステティニアスにむかって、この占領行政案の背後に「ドイツ＝ライヒの力を維持し再建しようとする」傾向がかくされていると非難した⁴⁰⁾。以上の経緯をたどってきたミュンヘンの「現代史研究所」のスタッフのグラムルによれば、この批評は極端ではあっても、的を外れてはいなかった⁴¹⁾。

ルーズヴェルトが3月12日にこの文書に了承を与えたのを知ったモーゲンソーは、直ちに反撃に転じ、今度は陸軍省を一時的にはあるが味方につけて、國務省に対して譲歩を求める圧力を加えた。陸軍省はこのとき、國務省案が、ドイツでのアメリカの軍政長官の行政上のオートノミーへの脅威を意味する、と判断したのであった⁴²⁾。しかし、すぐあとで述べる3月22日付の文書は、國務省の譲歩が一時的なもので、結局國務省はモーゲンソーに対して勝利を取めたことを示している。

このようなワシントンでの抗争は、ヨーロッパにいた理事会のスタッフにも伝わっていた。そして、理事会は、1945年1月に修正された「JCS 1067」とワシントンでの論争についてスタッフが入手していた情報とを活用して、根本では國務省の意向に副うドイツ占領計画を作成していた。協議会の政治部は國務省直属であるから、このことはおどろくに当たらないが、評議会の他の部門も、政治部の見解を一致して承認していた。評議会が属する官庁である筈の陸軍省が一時的にせよモーゲンソーに味方して国防省と対立していた時期に、評議会は國務省の意向を代弁して行動していたということが出来る。グラムルは、この事実は、陸軍省がモーゲンソーとの同盟を、短期的な視野から、そしてまた狭いなわばり根性から結んだけれども、根本ではつねに國務省の対独政策のほうにより近かったという想定を証明するものと考え

ている⁴³⁾。

こうして、グラムルは、アメリカの対独政策をめぐるモーゲンソーの影響力の後退が、ワシントンにおいては、3月22日に大統領ならびに國務・財務・陸軍の三省長官が、「ドイツ処遇に対する米国の政策に関する覚書」(Memorandum Regarding American Policy for the Treatment of Germany) に署名したときに始まる⁴⁴⁾のと平行して、前線の評議会においてもモーゲンソーの構想は重大な敗北を喫したのだとの結論に達している⁴⁵⁾。

注

- 1) Harold Zink, American Civil-Military Relations in the Occupation of Germany, in ; Harry L. Coles (ed.), *Total War and Cold War : Problems in Civilian Control of the Military*, Ohio 1962.
- 2) *Ibid.*, p. 295.
American Military Government of Germany, 1947.
The United States in Germany, 1957.
- 3) 木村修三「シビリアン・コントロールと軍産複合体」(小原敬士編『アメリカ軍産複合体の研究』日本国際問題研究所刊、1971年、所収) 参照。
- 4) コールズの著作として他に次のものがある。
Harry L. Coles and Albert K. Weinberg, *Civil Affairs : Soldiers Become Governors* (U.S. Army in World War II, Special Studies), Washington, D. C. : Dept. of Army, Office of the Chief of Military, 1964.
- 5) Zink, *op. cit.*, pp. 211-212.
- 6) *Ibid.*, p. 212.
- 7) 軍政期のアメリカの対独政策をめぐる新しい研究として以下の論文がある。
James J. Hastings, Die Akten der amerikanischen Besatzungsverwaltung in Deutschland, in : *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte* (以下 *VfZ* と略記), 1976, 1. Heft.
Bernd Steger, Clays Stabskonferenz vom 26. Juni 1948 (Dokumentation), in : *VfZ*, 1979, 1. Heft.
Bernd Steger, General Clays Stabskonferenzen und die Organisation der amerikanischen Militärregierung in Deutschland, in : *VfZ*, 1979, 1. Heft.
Hans-Dieter Kreikamp, Die amerikanische Deutschlandpolitik im Herbst 1946, in : *VfZ*, 1981, 2. Heft.
同じ時期のフランスの対独政策については以下の論文がある。
Klaus-Dietmar Henke, Politik der Widersprüche : Zur Charakteristik der französischen Militärregierung in Deutschland nach dem Zweiten Weltkrieg, in : *VfZ*, 1982, 3. Heft.
同じ事期の英国の対独政策については以下の論文がある。
Josef Foschepoth, Britische Deutschlandpolitik zwischen Jalta und Potsdam, in : *VfZ*, 1982,

4. Heft.

次の論文は、ドイツをめぐる主として仏米間の政策の対立をとりあげた研究である。

Walter Vogel, Amerikanische Sicherheitspolitik und Deutschlandproblem 1945-1949, in: *VfZ*, 1971, 1. Heft.

西ドイツの現代史家によるアメリカの日本占領政策研究として次の史料紹介がある。

Wolfgang Benz, Amerikanische Besatzungspolitik in Japan 1945-1947 (Dokumentation), in: *VfZ*, 1978, 2. Heft.

1945年以後の日本とドイツについての比較論として次の論文集がある。

Arnulf Baring und Masamori Sase (Hrsg.), *Zwei zaghafte Riesen? Deutschland und Japan seit 1945*, Zürich 1977.

同書に収められた多数の寄稿のなかでも特に占領期の日本とドイツの比較を試みたものとして次の二論文が重要である。

Curt Gasteyer, Das außenpolitische Erbe der Besatzungszeit. Ikuhiko Hata, Japan unter amerikanischer Besatzung.

- 8) ドイツの降伏をめぐる問題についてはハンブルク大学史学教授ギュンター・モルトマンの研究が詳しい。

Günther Moltmann, Die Genesis der Unconditional-Surrender-Forderung, in: Andreas Hilgruber (Hrsg.) *Probleme des Zweiten Weltkrieges*, Köln-Berlin 1967.

- 9) Zink, *op. cit.*, pp. 212-213.
 10) *Ibid.*, p. 213.
 11) *Ibid.*, pp. 213-214.
 12) Quoted by Forrest C. Pogue, in: *The Supreme Command*, Washington 1954, p. 355, Zink, *ibid.*, p. 236.
 13) Zink, *ibid.*, p. 214.
 14) *Ibid.*, pp. 214-215.
 15) *Ibid.*, p. 215.
 16) EAC についてはベルリン自由大学に以下と同じ主題のディプロームアルバイト (政治学) を提出したコヴァルスキの論文がある。
 Hans-Günther Kowalski, Die "European Advisory Commission" als Instrument alliierter Deutschlandplanung 1943-1945, in: *VfZ*, 1971, Heft 3.
 17) Zink, *op. cit.*, pp. 215-216.
 18) *Ibid.*, p. 216.
 19) *Ibid.*, pp. 217-218.
 20) *Ibid.*, p. 218.
 21) 「JCS 1067」については次のすぐれた修士論文がある由である。

H. Wagner, *Die Direktive JCS 1067 als Ergebnis der amerikanischen Deutschlandpolitik 1941-*

1945, Magisterarbeit, Universität Würzburg. (注37 にあげた Graml の論文311ページ, 注8 参照)

- 22) Zink, *ibid.*, p. 218.
 23) *Ibid.*, pp. 218-219.
 24) *Ibid.*, p. 219.
 25) *Ibid.*, pp. 219-220.
 26) *Ibid.*, pp. 220-221.
 27) *Ibid.*, pp. 221-222.
 28) *Ibid.*, p. 222.
 29) 大蔵省財政史室編 (秦郁彦執筆) 『昭和財政史, 終戦から講和まで③アメリカの対日占領政策』東洋経済新報社, 1976年, 12ページ。
 30) 同書, 23ページ, 注13)14)。
 31) Cordell Hull, *The Memoirs of Cordell Hull*, 2 vols, New York 1948. 抄訳コーデル・ハル『回想録』朝日新聞社刊 (宮地健次郎訳), 1949年, 231-233ページ。
 32) 秦前掲書, 12-13ページ。
 33) Gerd Rensing, *Versagte der Westen in Jalta und Potsdam? Ein dokumentierter Wegweiser durch die alliierten Kriegskonferenzen*, Frankfurt am Main 1970, p. 51. 佐瀬昌盛訳『ヤルタからポツダムへ——戦後世界の出発点』南窓社, 1971年, 78-79ページ。
 34) Rensing, *ibid.*, p. 53. 佐瀬訳, 81ページ。
 35) Rensing, *ibid.*, p. 53. 佐瀬訳, 81ページ。
 36) ハル『回想録』抄訳, 235ページ。
 37) Hermann Graml, Zwischen Jalta und Potsdam. Zur amerikanischen Deutschlandplanung im Frühjahr 1945 (Dokumentation), in: *VfZ*, 1976, Heft 3, p. 310. 本論でとりあげたグラムの叙述は以下の二史料への解説として執筆されたものであるが, この叙述自体, 研究としての意味を十分に備えているものである。
 Dokument 1. Decentralization of the Political Structure of Germany. Preliminary Report by the Special Advisory Committee for Decentralization, US Group CC, 23 March 1945.
 Dokument 2. US Group CC Political Division, 1 March 1945, Policy and Reasoning Behind the Decentralization Directive of JCS 1067 (Revised).
 38) *Ibid.*, p. 311.
 39) *Ibid.*
 40) *Foreign Relations of the United States 1945*, vol. III, p. 455, Graml, *ibid.*, p. 312.
 41) Graml, *ibid.*, p. 312.
 42) *Ibid.*, p. 313.
 43) *Ibid.*, pp. 314-315.
 44) *Foreign Relation*……, vol. III, p. 471 ff, Graml, *ibid.*, p. 313.
 45) Graml, *ibid.*, p. 313.